

喜多方市移住支援事業補助金（移住支援金） チェックリスト

- ・補助金交付申請日から5年以上継続して喜多方市に居住する意思があることを条件としています。
- ・補助金交付申請は、転入後1年以内に行う必要があります。
- ・以下の1～3全てに該当（世帯の場合は4も含む）することが申請の要件です。

1 移住元に関する要件

(1) 本市に住民票を移す直前の10年間について、下記①～③のいずれかに該当する。		はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	①「東京23区に在住していた期間」が通算5年以上である。	
<input type="checkbox"/>	②「東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区へ通勤していた期間」が通算5年以上である。（被雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。） なお、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も対象期間とすることができる。	
<input type="checkbox"/>	③「上記①と②を合算した期間」が通算5年以上である。	
(2) 本市に住民票を移す直前の1年間について、下記①～③のいずれかに該当する。		はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	①「東京23区に在住していた期間」が連続して1年以上である。	
<input type="checkbox"/>	②「東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区へ通勤していた期間」が連続して1年以上である。（被雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。） なお、東京23区への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該一年の起算点とすることができる。	
<input type="checkbox"/>	③「上記①と②を合算した期間」が連続して1年以上である。	

2 移住先に関する要件

下記(1)～(5)のいずれかに該当する。		はい・いいえ
(1) 就職に関する要件（一般の場合） 下記①～⑤の 全て に該当する。		
<input type="checkbox"/>	①福島県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載した求人情報に応募し、採用されたこと。	
<input type="checkbox"/>	②就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。ただし当該法人が地域活性化に寄与する行為を行う場合を除く。	
<input type="checkbox"/>	③週20時間以上の無期雇用契約であり、移住支援金の交付申請時において、在職していること。	
<input type="checkbox"/>	④当該法人に、移住支援金申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。	
<input type="checkbox"/>	⑤転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。	
(2) 就職に関する要件（専門人材の場合） 下記①～⑤の 全て に該当する。		
<input type="checkbox"/>	①福島県が実施するプロフェッショナル人材事業または内閣府が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業したこと。	
<input type="checkbox"/>	②週20時間以上の無期雇用契約であり、移住支援金の交付申請時において、在職していること。	
<input type="checkbox"/>	③当該法人に、移住支援金申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。	
<input type="checkbox"/>	④転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。	
<input type="checkbox"/>	⑤目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。	

(3) テレワークに関する要件	
下記①～③の 全て に該当する。	
<input type="checkbox"/>	①所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
<input type="checkbox"/>	②移住先でテレワークにより勤務する（原則、通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
<input type="checkbox"/>	③デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
(4) 関係人口に関する要件	
下記①～②の 全て に該当し、市が関係人口として認めること。	
<input type="checkbox"/>	①関係人口の対象範囲 移住前に、下記ア～オのいずれかに該当する。 ア 県、本市又は本市の関係団体が主催又は参加した移住関連イベントに参加した者（出展イベントの場合は本市のブース訪問者に限る）。 （当該移住者がイベントに参加した事実が確認できること） イ 本市が運営する会員制の団体（ファンクラブ）等に登録している者。 ウ 本市内で地域づくり活動や地域活性化の活動に参加している者。（事実が確認できること） エ 多拠点で生活しており、本市を拠点の一つとしている者。（事実が確認できること） オ 本市にふるさと納税をしたことがある者。（事実が確認できること）
<input type="checkbox"/>	②就業要件等 下記ア～エのいずれかに該当する。 ア 県内企業等に就業し、かつ下記（a）、（b）、（c）の要件を全て満たすこと。 （a）週20時間以上の無期雇用契約であること。 （b）就業してから5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 （c）転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 イ 県内で新規に起業し、開業の届出をしていること。 ウ 県内で農林水産業に就業していること。ただし、将来的な就業のための研修等を含む。 エ 家業へ就業する者（ただし、就業先は県内に限る）。
(5) 起業に関する要件	
<input type="checkbox"/>	福島県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

3 その他の要件

下記①～③の 全て に該当する。		はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。	
<input type="checkbox"/>	②日本人である。または、外国人であって、在留資格を有すること。	
<input type="checkbox"/>	③申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、市が認める場合を除く。	

4 世帯の場合

下記①～③の 全て に該当する。		はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	①移住元において、申請者を含む2人以上の世帯員が、住民票上、同一世帯に属していたこと。	
<input type="checkbox"/>	②本市に移住後、移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員が、住民票上、同一世帯に属していること。	
<input type="checkbox"/>	③移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、転入後1年以内であること。	